

## 平成20年春の全国交通安全運動実施結果報告書

トラック用

〔期間 平成20年4月6日(日)～平成20年4月15日(火)〕

所在地

事業者名

## 1. 具体的な実施要領を定めた

ア. 定めた	イ. 定めていない
--------	-----------

## 2. 独自の重点項目

--

## 3. 車両数等 (平成20年4月15日現在)

車両数	台	乗務員数	名
-----	---	------	---

## 4. 期間中に発生した事故件数 (事故報告規則に該当する事故)

発生	件	死者	件	重傷者	件
----	---	----	---	-----	---

## 5. 点検事項の実施状況

該当する方に 印をつけること

点検事項及び点検項目	実施	未実施
<b>1 事業用自動車の安全確保</b>		
(1) 自動車運送事業者に対し、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。		
(2) 事業用自動車の適切な運行を確保するため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導する。 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の交替運転者の配置などの運行管理を徹底すること。		
歩行者及び自転車利用者(特に子ども高齢者)の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮すること。		
酒気帯び運転を防止するため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、アルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底すること。		
<b>2 車両の安全対策の推進</b>		
日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施		
不正改造の防止		
<b>3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底</b>		
(1) 自動車運送事業者は、道路交通法の改正により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されることの周知を図る。		
(2) トラック事業者は、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。		
<b>4 広報活動の推進</b>		
事業所等にポスター、垂幕、看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。		

## 6. その他特記事項

--

提出期限 平成20年4月25日(金)まで協会へ必着